

山形県立米沢栄養大学学則（案）

平成26年4月1日学則第 号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限等（第3条・第4条）
 - 第3章 学年、学期及び休業日（第5条—第7条）
 - 第4章 教育課程（第8条—第10条）
 - 第5章 履修方法、学修の評価及び卒業等（第11条—第19条）
 - 第6章 資格等の取得（第20条・第21条）
 - 第7章 入学、休学及び退学等（第22条—第36条）
 - 第8章 賞罰（第37条・第38条）
 - 第9章 授業料等の徴収（第39条）
 - 第10章 職員組織、教授会及び名誉教授（第40条—第42条）
 - 第11章 学生部及び事務局（第43条・第44条）
 - 第12章 図書館及び地域連携・研究推進センター（第45条・第46条）
 - 第13章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び公開講座（第47条—第51条）
 - 第14章 寄宿舍（第52条）
 - 第15章 委任（第53条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 山形県立米沢栄養大学（以下「本学」という。）は、豊かな人間性と、幅広く深い教養と知識のうえに、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けた国際的な視野を有する人材を育成し、教育と研究の成果に基づき地域と社会に貢献することにより、県民の健康で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、並びに本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況その他必要な事項について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の実施について必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限等

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に健康栄養学部を置く。

2 健康栄養学部に置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
健康栄養学科	40人	4人	168人

(修業年限等)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、修業年限の2倍(以下「在学年限」という。)を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第7条 本学における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 開学記念日

(3) 学長が別に定める学年始休業、夏期休業、冬期休業及び学年末休業

2 学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育課程

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目)

第9条 本学において開設する授業科目は、教養科目及び専門科目に区分するものとする。

2 前項に定めるもののほか、栄養教諭に関する科目を置くものとする。

3 前2項に規定する授業科目及びその単位数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 教養科目 別表第1のとおり
- (2) 専門科目 別表第2のとおり
- (3) 栄養教諭に関する科目 別表第3のとおり
(単位数の標準)

第10条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の標準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、4単位とする。

第5章 履修方法、学修の評価及び卒業等

(履修方法)

第11条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、履修の方法については、本章に定めるもののほか、別に定める。

(履修科目の登録)

第12条 学生は、毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 履修科目の年間登録単位数の上限を45単位とする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、当該授業科目を担当する教員が認定し、単位を与える。

2 前項に規定するもののほか、単位の認定の方法について必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第14条 学修の評価は、S、A、B、C及びFをもって表わし、S、A、B及びCを合格とする。

2 前項に規定するもののほか、学修の評価について必要な事項は、別に定める。

(ほかの大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、ほかの大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲

で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(当該大学又は短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第18条 本学を卒業するためには、学生は4年(編入学をした者にあつては2年、転入学及び再入学をした者にあつては第31条第2項の規定により別に定められた修業年限。次条において同じ。)以上在学し、次の各号に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(1) 教養科目については、別表第1に定める授業科目のうち、必修科目及び学長が別に定める選択科目の単位を含め、33単位以上

(2) 専門科目については、別表第2に定める授業科目のうち、必修科目

及び学長が別に定める選択科目の単位を含め、91単位以上
(卒業の認定及び学位)

第19条 学長は、本学に4年以上在学し、前条に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定し、別に定めるところにより学士の学位を授与する。

第6章 資格等の取得

(取得できる資格等の種類)

第20条 本学において取得することができる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

- (1) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の3第4号に規定する管理栄養士国家試験の受験資格（以下「管理栄養士国家試験受験資格」という。）
- (2) 栄養士法第2条第1項に規定する栄養士の免許（以下「栄養士免許」という。）
- (3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状のうち栄養教諭の一種免許状（以下「栄養教諭免許状」という。）

(資格等の取得)

第21条 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、栄養士法の規定に基づき、別表第2に規定する授業科目のうちその取得に必要な授業科目を履修し、当該授業科目の単位を修得しなければならない。

2 栄養士免許を取得しようとする者は、栄養士法の規定に基づき、別表第2に規定する授業科目のうちその取得に必要な授業科目を履修し、当該授業科目の単位を修得しなければならない。

3 栄養教諭免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づき、別表第1及び別表第2に規定する授業科目のうちその取得に必要な授業科目並びに別表第3に規定する授業科目を履修し、当該授業科目の単位を修得しなければならない。

第7章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第22条 本学の入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当す

る者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号に規定する者

（入学志願の手続）

第24条 本学に入学を志願する者は、入学志願書に学長が別に定める書類及び入学考査料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第25条 入学を志願した者については、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

2 前項の選考においては、教授会の議を経ることとする。

（入学手続及び入学許可）

第26条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に、入学を許可する。

（誓約書等の提出）

第27条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書に学長が別に定める書類を添えて、本学の指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、学生の保護者とする。ただし、学生が成年者又は学長が別に定める者である場合にあっては、学生に関する一切の責任を負うことのできる成年者とする。

（編入学）

第28条 本学に編入学をすることができる者は、栄養士法第2条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設を卒業した者とする。

2 編入させる学年は、第3学年とする。

3 編入学をした者の在学すべき年数は、2年とし、在学年限は、4年とする。

4 第24条から第27条までの規定は、編入学の志願手続、志願者の選考及び入学手続について準用する。

5 編入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについ

ては、別に定める。

(転入学)

第29条 学長は、ほかの大学に現に在学する者で本学に転入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第30条 学長は、本学を途中で退学した者（懲戒により退学となった者を除く。）又は除籍となった者で退学又は除籍後に入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学者等の入学の時期等)

第31条 転入学又は再入学をする者の入学の時期は、第22条の規定にかかわらず、後期の初めとすることができる。

2 転入学又は再入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限、在学年限その他転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第32条 疾病その他やむを得ない事情により、引き続き2か月以上修学することのできないときは、保証人連署の休学願書を学長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合において、当該休学が疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、修学が不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認めて学長が許可した場合は、1年を超えて引き続き更に1年まで延長することを妨げない。

4 第1項から第3項までの手続は、教授会の議を経て、学長が行う。

5 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

6 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、休学期間であってもその事由が消滅したと認められるときは、復学を命ずることができる。

3 前2項の手続は、教授会の議を経て、学長が行う。

(転学)

第34条 本学からほかの大学等に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願書を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

(除籍)

第36条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当したときは、教授会の議を経て除籍する。

(1) 第4条第2項に規定する在学年限を超えた者

(2) 第32条第3項又は第5項に規定する休学期間を超えた者

(3) 死亡し、又は行方不明となった者

(4) 第39条に規定する授業料の納付を怠り、督促しても、なお納付しない者

第8章 賞罰

(表彰)

第37条 学生として表彰すべき行為があったときは、教授会の議を経て、学長は、その者を表彰する。

(罰則)

第38条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてふさわしくない行為があったときは、教授会の議を経て、学長は、その者を懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行なう。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第39条 本学における授業料、入学料、入学考査料及び寄宿料は、別に定める。

第10章 職員組織、教授会及び名誉教授

(職員組織)

第40条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授
- (3) 准教授
- (4) 講師
- (5) 助教
- (6) 助手
- (7) 事務職員
- (8) その他の職員

2 本学に、必要に応じ、副学長を置く。

3 学部には学部長を置き、本学の教授をもって充てる。

4 本学に学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。

(教授会)

第41条 本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）及び助教をもって組織する。

3 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業、退学、休学、賞罰その他の身分に関する事。
- (2) 学科課程、授業、試験及び単位の認定に関する事。
- (3) 学生の補導厚生に関する事。
- (4) その他本学の教育研究に関する重要事項

4 その他教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第42条 本学は、学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

第11章 学生部及び事務局

(学生部)

第43条 本学に補導及び厚生を担当する職員の組織として、学生部を置く。

2 学生部に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第44条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館及び地域連携・研究推進センター

(図書館)

第45条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携・研究推進センター)

第46条 本学に地域連携・研究推進センターを置く。

2 地域連携・研究推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

第13章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び公開講座

(研究生)

第47条 本学の学生以外の者で本学において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、本学の教育又は研究に支障のない限り、選考のうえ、教授会の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとするもの（次条第1項に規定する者を除く。）があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、選考のうえ、教授会の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。この場合においては、第13条及び第14条の規定を準用する。

3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第49条 ほかの大学等との協定等に基づき、一又は複数の授業科目を履修しようとする当該大学等の学生があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、特別聴講生について準用する。

(公開講座)

第50条 本学に公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の開放)

第51条 学長は、必要と認めるときは、本学において行う授業の一部を本学の学生以外の者に開放することができる。

2 前項の規定による授業の開放に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 寄宿舍

(寄宿舍)

第52条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 委任

(委任)

第53条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1

教養科目

区分		授業科目	単位数	必修・選択の別
基盤教育群	基礎力養成	基礎ゼミナール	1	必修
		キャリアデザイン	1	必修
	地域学	山形の食と健康	1	選択
		山形の歴史と文化	1	選択
	外国語	英語 I	1	必修
		英語 II	1	必修
		英会話 I	1	必修
		英会話 II	1	選択
	情報処理	情報基礎	2	必修
		基礎情報処理演習	1	選択
		応用情報処理演習	1	選択
	保健体育	体育理論	1	必修
		体育実技 I	1	選択
		体育実技 II	1	選択
教養教育群	人間と文化・社会	心理学	2	必修
		コミュニケーション論	2	必修
		社会学	2	選択
		教育学	2	選択
		法学（日本国憲法）	2	選択
		企業論	2	選択
		異文化理解	2	選択
		国際関係論	2	選択
	人間と自然	生命科学	2	必修
		自然科学 I（化学）	2	選択
		自然科学 II（生物学）	2	選択
		自然科学演習	1	選択
		統計学	2	選択

別表第 2

専門科目

区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	
導入科目		管理栄養士導入教育論	1	必修	
		栄養と健康	1	必修	
専門基礎分野	社会・環境と健康	公衆衛生学Ⅰ（総論）	2	必修	
		公衆衛生学Ⅱ（各論）	2	必修	
		公衆衛生学実習	1	必修	
		社会福祉論	2	必修	
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	生化学Ⅰ（機能）	2	必修	
		生化学Ⅱ（代謝）	2	必修	
		生化学実験Ⅰ（基礎）	1	必修	
		生化学実験Ⅱ（応用）	1	必修	
		人体構造学	2	必修	
		人体機能学	2	必修	
		人体構造学実習	1	必修	
		人体機能学実習	1	必修	
		臨床医学Ⅰ	2	必修	
		臨床医学Ⅱ	2	必修	
		運動生理学	2	必修	
		運動生理学実習	1	必修	
		食べ物と健康	食品学Ⅰ（総論）	2	必修
	食品学Ⅱ（各論）		2	必修	
	食品学実験		1	必修	
	食品衛生学		2	必修	
	食品衛生学実験		1	必修	
	食品加工実習		1	選択	
	調理科学		2	必修	
	調理科学実験		1	必修	
	調理学実習Ⅰ（基礎）		1	必修	
	調理学実習Ⅱ（応用）		1	選択	
	専門分		基礎栄養学	基礎栄養学	2
		基礎栄養学実験		1	必修
		応用栄養学	応用栄養学Ⅰ（栄養管理）	2	必修

野		応用栄養学Ⅱ（母性・成長期）	2	必修	
		応用栄養学Ⅲ（成人・高齢期）	2	必修	
		応用栄養学実習	1	必修	
	栄養教育論		栄養教育論Ⅰ（基礎）	2	必修
			栄養教育論Ⅱ（応用）	2	必修
			栄養カウンセリング演習	2	必修
			栄養教育論実習	1	必修
	臨床栄養学		臨床栄養学Ⅰ（総論）	2	必修
			臨床栄養学Ⅱ（管理・評価）	2	必修
			臨床栄養学Ⅲ（栄養治療）	2	必修
			臨床栄養学演習（栄養管理）	2	必修
			臨床栄養学実習Ⅰ（基礎）	1	必修
			臨床栄養学実習Ⅱ（応用）	1	必修
	公衆栄養学		公衆栄養学Ⅰ（総論）	2	必修
			公衆栄養学Ⅱ（各論）	2	必修
			公衆栄養学実習	1	必修
	給食経営管理論		給食経営管理論Ⅰ（総論）	2	必修
			給食経営管理論Ⅱ（各論）	2	必修
			給食経営管理実習Ⅰ（基礎）	1	必修
			給食経営管理実習Ⅱ（応用）	1	必修
	総合演習		総合演習	2	必修
			臨地実習事前事後指導	1	必修
	臨地実習		臨地実習Ⅰ（臨床栄養学）	2	必修
		臨地実習Ⅰ（公衆栄養学）	1	必修	
		臨地実習Ⅰ（給食経営管理論）	1	必修	
		臨地実習Ⅱ（臨床栄養学）	1	選択	
発展科目		卒業研究	4	必修	
		外書講読	1	選択	

別表第3

栄養教諭に関する科目

区分	授業科目	単位数
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論	2
	学校栄養実践論	2
教職に関する科目	教職論	2
	教育原理	2
	教育心理学	2
	教育制度論	2
	教育課程・方法論	2
	道徳教育・特別活動論	2
	生徒指導論	2
	教育相談論	2
	栄養教育実習	1
	栄養教育実習事前事後指導	1
	教職実践演習（栄養教諭）	2

山形県立米沢栄養大学教授会規程（案）

平成26年4月1日規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、山形県立米沢栄養大学学則（平成26年4月1日学則第〇号）第41条第4項の規定により、教授会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、学長、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）及び助教をもって組織する。

（審議事項）

第3条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業、退学、休学、賞罰その他の身分に関すること。
- (2) 学科課程、授業、試験及び単位の認定に関すること。
- (3) 学生の補導厚生に関すること。
- (4) その他本学の教育研究に関する重要事項

（会議）

第4条 定例教授会は、月1回開催する。

- 2 学長が必要と認める場合には、臨時に教授会を開催することができる。
- 3 学長は、教授会の構成員（海外出張者、休職者、長期療養中の者及び長期旅行中の者であらかじめ学長に届けた者を除く。以下同じ。）の3分の1以上の者から要求があったときは、教授会を開催しなければならない。

（招集）

第5条 教授会は、学長が招集する。

- 2 学長は、少なくとも6日前に目的たる事項を示して、各構成員に通知しなければならない。

（議長）

第6条 学長は、教授会の議長となる。

- 2 学長に事故があるときは、教授会の構成員のうちから、あらかじめ学長の指名する者がその職務を代理する。

（開会）

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席者がなければ開くことができない。

（議決）

第8条 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員会)

第9条 教授会は、専門事項を調査審議させるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員の選出は、別に定める。

(構成員以外の職員の出席等)

第10条 議長は、必要に応じ、本学の職員を教授会に出席させて審議事項に関して説明を行わせることができる。

(議事録)

第11条 教授会の議事録は事務局において作成し、議長と議事録署名員がこれを確認し、事務局長が保管する。

2 議事録署名員は2人とし、その都度、出席した教授会構成員のうちから議長が指名する。

3 教授会の構成員は、議事録を閲覧することができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。